

社会福祉法人長井市社会福祉協議会障がい福祉サービス事業所「せせらぎの家」
運営規程

平成 24 年 3 月 27 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する障がい福祉サービス事業所せせらぎの家（以下「事業所」という。）が実施する就労継続支援 B 型事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適切な障がい福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を、適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けて支援する。

2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業を提供するよう努める。

3 事業者は、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 前各項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 障がい福祉サービス事業所 せせらぎの家

(2) 所在地 山形県長井市成田 1026-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者） 1 名

施設長は、上司の命を受けて所務を掌握し、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1 名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員 2 名以上

職業指導員は、個別支援計画に基づき、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓

を行い、就職後も職場安定を図るための支援を行う。

(4) 生活支援員 2名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活の支援を行う。

(5) 目標工賃達成指導員 1名

目標工賃達成指導員は、工賃支給目標を定め、達成に向け必要な手段を講じ、生産活動の向上を主導的に行う。

(6) 調理員 1名

調理員は、栄養管理及び嗜好を充分考慮した献立表を作成し、それに基づく食材の発注、及び調理を行い給食の提供を行う。

(7) 事務員 1名

事務員は、経理、その他総務を担当する。

(営業日及び時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時

2 前項の営業の日が次の各号のいずれかに該当するときは、休業とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(2) 年末年始（12月29日から12月31日まで及び1月1日から1月3日まで）

3 前各項に定めるもののほか、施設長が必要と認めるときは、これを変更し又は臨時に営業若しくは休業することができる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、40名とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、長井市全域とする。

2 通常の実施地域以外の地域は、利用者、事業者双方相談の上決定するものとする。

(内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 生産活動の機会の提供

(3) 施設外支援の実施

(4) 施設外就労の実施

(5) 求職活動の支援

(6) 職場定着の支援

(7) 前各号に掲げるもののほか、利用者に必要な支援

(利用者から受領する費用の額)

第9条 事業を提供した際には、利用者から事業に係る利用者負担額（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25

年山形県規則第 23 号)第 2 条第 2 号に規定する利用者負担額をいう。)の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、前項に規定する費用のほか利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については、利用者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 施設内調理給食 500 円 外注によるもの 実費

(2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項に定める費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 サービスを利用するに当たって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為、金品のやり取り、その他利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 事業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他必要な場合には、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業者は、事業の提供により重大な事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに支給決定した都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(虐待防止のための措置)

第 14 条 虐待の防止等のため、責任者を配置する等の体制の整備を行い、従業者に対し、啓発・普及及び研修等を実施するとともに、成年後見人制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束の禁止)

第 15 条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急及びやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)はしない。

2 やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急及びやむを得ない理由など必要な事項を記録する。

(苦情対応)

第 16 条 事業所が提供するサービスに関する苦情への対応については、「社会福祉事業の経

営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)に基づいて会長が別に定める「社会福祉法人長井市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」により対応する。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。